

改正後	改正前
<p>第9 関係書類の整備 （略）</p> <p>1 計画書関係 【助成対象者の場合】 （1）～（4）（略） （5）<u>環境負荷低減のチェックシート（別紙様式6号）</u></p> <p>【事業実施主体の場合】 （削る。）</p> <p><u>（1）～（4）</u>（略） <u>（5）環境負荷低減のチェックシート（別紙様式6号）</u> （6）・（7）（略） 2～6（略）</p> <p>第10 指導推進等 1～3（略） 4 留意事項及びフォローアップ等 （1）～（7）（略） （8）事業実施主体は、助成対象者に対し、<u>助成対象者が導入等する機械等の保管・設置・施工場所について、ハザードマップの確認等により自然災害等のリスクについての情報提供を行うとともに、</u>経営の継続が図られるよう、農林水産省が公表している自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト（以下「チェックリスト」という。）を活用することなどによる農業版事業継続計画（Business Continuity Plan:BCP）の策定を推進するものとする。 （削る。）</p> <p><u>（9）</u>（略）</p> <p><u>5 環境負荷低減の取組</u> <u>本対策を実施する場合（附帯事務費に対する助成を含む。）には、環境負荷低減のチェックシート（別紙様式6号）（以下「チェックシート」という。）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを都道府県計画に添付するものとする。</u></p>	<p>第9 関係書類の整備 （略）</p> <p>1 計画書関係 【助成対象者の場合】 （1）～（4）（略） （5）<u>事業実施主体が認める者の判断基準に適合することを証する資料（別記のIの第1の3の（1）のイの（ウ）の地域における継続的な農地利用を図る者である場合に限る。）</u></p> <p>【事業実施主体の場合】 <u>（1）事業実施主体が認める者の判断基準及び当該判断基準に適合することを証する資料（別記のIの第1の3の（1）のイの（ウ）の地域における継続的な農地利用を図る者が存する場合に限る。）</u> <u>（2）～（5）</u>（略） （新設） （6）・（7）（略） 2～6（略）</p> <p>第10 指導推進等 1～3（略） 4 留意事項及びフォローアップ等 （1）～（7）（略） （8）事業実施主体は、助成対象者に対し、経営の継続が図られるよう、農林水産省が公表している自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト（以下「チェックリスト」という。）を活用することなどによる農業版事業継続計画（Business Continuity Plan:BCP）の策定を推進するものとする。</p> <p><u>（9）事業実施主体は、融資主体支援タイプの助成対象者に対し、みどりのチェックシート（別紙様式6号）による自己点検を行うよう指導するものとする。</u></p> <p><u>（10）</u>（略） （新設）</p>

ただし、助成対象者のチェックシートについては、事業実施主体が収集したチェックシートの取組内容をまとめたリストをチェックシートに代えることができるものとする。

また、当該年度において、農林水産省の他の事業で既に同一自治体からチェックシートが提出されている場合には、当該自治体のチェックシートの提出は求めない。

別表 1 (事業内容)

メニュー	事業実施主体	採択要件	交付率
1 融資主体支援タイプ (1) 融資主体型補助事業 融資主体支援計画(目標地区の実現に向けて行われる具体的な取組内容及びそれに対する成果目標等を定めたものをいう。)に基づき、目標地区に位置付けられた者(認定農業者、認定就農者、集落営農組織、市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいい、目標地区に位置付けられることが確実であると事業実施主体が認める者を含む。)が農業経営の発展・改善を目的として、主として融資機関から行われる融資(以下「プロジェクト融資」という。)を活用して以下のア及びイに掲げる取組を行う際の当該取組に係る経費からプロジェクト融資及び地方公共団体等による助成金の額を除いた自己負担部分について助成を行うものとする。 なお、この事業においては、農業用機械施設補助の整理合理化について(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知、以下「整理合理化通知」という。)の基準を適用しないものとする。 ア・イ (略)	(略)	(略)	(略)
(2) (略)		(略)	(略)
2 被災農業者支援タイプ (1) 融資等活用型補助事業 過去に例のないような甚大な気象災害等により、担い手の農業経営の安定化に支障を来す事態が発生しており、特に緊急に対応する必要があると経営局長が認める場合に、農産物の生産に必要な機械等について、被災農業者経営支援計画(気象災害等による農業被害を受けた農産物の生産	(略)	(略)	(略)

別表 1 (事業内容)

メニュー	事業実施主体	採択要件	交付率
1 融資主体支援タイプ (1) 融資主体型補助事業 融資主体支援計画(目標地区等の実現に向けて行われる具体的な取組内容及びそれに対する成果目標等を定めたものをいう。)に基づき、目標地区に位置付けられた者(認定農業者、認定就農者、集落営農組織、市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいい、 <b>事業実施年度内に</b> 目標地区に位置付けられることが確実であると事業実施主体が認める者を含む。)等が農業経営の発展・改善を目的として、主として融資機関から行われる融資(以下「プロジェクト融資」という。)を活用して以下のア及びイに掲げる取組を行う際の当該取組に係る経費からプロジェクト融資及び地方公共団体等による助成金の額を除いた自己負担部分について助成を行うものとする。 なお、この事業においては、農業用機械施設補助の整理合理化について(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知、以下「整理合理化通知」という。)の基準を適用しないものとする。 ア・イ (略)	(略)	(略)	(略)
(2) (略)		(略)	(略)
2 被災農業者支援タイプ (1) 融資等活用型補助事業 過去に例のないような甚大な気象災害等により、担い手の農業経営の安定化に支障を来す事態が発生しており、特に緊急に対応する必要があると経営局長が認める場合に、農産物の生産に必要な機械等について、被災農業者経営支援計画(気象災害等による農業被害を受けた農産物の生産	(略)	(略)	(略)

<p>に必要な機械等の修繕等のため、具体的な取組内容及びその成果目標等を定めたものをいう。以下「被災支援計画」という。)に基づき、プロジェクト融資、地方公共団体等による助成金及び支払共済金(以下「プロジェクト融資等」という。)を活用して以下のアからオに掲げる取組を行う際の当該取組に係る経費からプロジェクト融資等の額を除いた自己負担部分について助成を行うものとする。</p> <p>また、事業の要件その他の事業内容は、別記のⅡに定めるとおりとし、このほか、経営局長が特に必要と認める場合にあっては、緊急に事業を実施できるものとする。</p> <p>なお、この事業においては、整理合理化通知の基準を適用しないものとする。</p> <p>ア～オ (略)</p>			
3 (略)	(略)	(略)	(略)

<p>に必要な機械等の修繕等のため、具体的な取組内容及びその成果目標等を定めたものをいう。以下「被災支援計画」という。)に基づき、プロジェクト融資、地方公共団体等による助成金及び支払共済金(以下「プロジェクト融資等」という。)を活用して以下のアからエに掲げる取組を行う際の当該取組に係る経費からプロジェクト融資等の額を除いた自己負担部分について助成を行うものとする。</p> <p>また、事業の要件その他の事業内容は、別記のⅡに定めるとおりとし、このほか、経営局長が特に必要と認める場合にあっては、緊急に事業を実施できるものとする。</p> <p>なお、この事業においては、整理合理化通知の基準を適用しないものとする。</p> <p>ア～オ (略)</p>			
3 (略)	(略)	(略)	(略)

別表2（支援計画）

支援計画	支援計画に記載すべき項目
1 融資主体支援計画	<p>1 成果目標の妥当性等 （略）</p> <p>(1) 成果目標が市町村基本構想等の今後の農業の担い手の育成・確保を図るための計画の方向及び地域計画に即したものであり、事業実施年度から3年度目の目標値が事業実施年度における値に比べ改善されるものであること。</p> <p>(2) （略） （削る。）</p> <p><u>(3)・(4)</u> （略） （削る。）</p> <p><u>(5)・(6)</u> （略） （削る。）</p> <p><u>(7)</u> 助成対象となる事業内容が、別記のⅠの第1の3の(1)の<u>イ</u>の規定に適合するものであること。</p> <p>2 助成対象者情報等の把握すべき事項 （略）</p> <p>(1) 助成対象者情報 ア （略） イ 地域計画に位置付けられた取組内容（現状・今後の農地の引受けの意向の経営面積等） ウ （略） (2) （略）</p>
2 被災支援計画	<p>1 成果目標の妥当性等 （略）</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 営農施設等の補強の取組における成果目標の規定に当たっては、別表2の1（融資主体支援計画）の1（成果目標の妥当性等）の(1)から<u>(7)</u>までの規定を準用するものとする。</p> <p>(5) （略） 2・3 （略）</p>
3 （略）	1・2 （略）

別表2（支援計画）

支援計画	支援計画に記載すべき項目
1 融資主体支援計画	<p>1 成果目標の妥当性等 （略）</p> <p>(1) 成果目標が市町村基本構想等の今後の農業の担い手の育成・確保を図るための計画の方向及び地域計画<u>又は別記のⅠの第1の2の(2)に規定する実質化された人・農地プラン</u>（以下この項目において同じ。）に即したものであり、事業実施年度から3年度目の目標値が事業実施年度における値に比べ改善されるものであること。</p> <p>(2) （略）</p> <p><u>(3) 助成対象者が別記のⅠの第2の2の(2)のイの算定の対象となる場合には、別記の別表6-1の⑦のウ又はエについて目標を設定するものであること。</u></p> <p><u>(4)・(5)</u> （略）</p> <p><u>(6) 別記のⅠの第1の3の(1)のイのウのaに該当する助成対象者がいる場合は、関係部局と情報を共有し、地域の将来の農業のあり方についての話し合い等に活用すること。</u></p> <p><u>(7)・(8)</u> （略）</p> <p><u>(9) 助成対象者が別記のⅠの第1の3の(1)のイのウの地域における継続的な農地利用を図る者として事業実施主体が認める者である場合には、事業実施主体が設定した判断基準に適合することが客観的な資料で確認できるものであること。</u></p> <p><u>(10) 助成対象となる事業内容が、別記のⅠの第1の3の(1)のウの規定に適合するものであること。</u></p> <p>2 助成対象者情報等の把握すべき事項 （略）</p> <p>(1) 助成対象者情報 ア （略） イ 地域計画<u>又は実質化された人・農地プラン</u>に位置付けられた取組内容（現状・今後の農地の引受けの意向の経営面積等） ウ （略） (2) （略）</p>
2 被災支援計画	<p>1 成果目標の妥当性等 （略）</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 営農施設等の補強の取組における成果目標の規定に当たっては、別表2の1（融資主体支援計画）の1（成果目標の妥当性等）の(1)から<u>(10)</u>までの規定を準用するものとする。</p> <p>(5) （略） 2・3 （略）</p>
3 （略）	1・2 （略）

【改正後】

別紙様式1号(第4の2及び3関係)

### 都道府県事業実施計画

#### 1 総括表

No	市町村名	地区名	農業地域類型	事業実施主体(市町村又は都道府県名)	地域計画が策定されている	地域計画が策定される見込みである	(削る。)	(削る。)	事業内容(略)	事業費(略)	成果目標(単位:経営体)						配分基準ポイント						
											I 融資主体支援タイプ		II (略)	※ (略)	I 融資主体支援タイプ		農業支援サービス事業体	①~③ (略)	⑤~⑩ (略)	①~③ (略)			
											経営体				④ 経営管理の高度化								
											項目				④ 経営管理の高度化								
									①~⑥ (略)	⑦ 経営管理の高度化	⑧ (略)												
										ア	イ	ウ				ア	イ	ウ	エ	オ	カ		
					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																	
					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																	
					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																	
					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																	
					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																	
					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																	
合計																							

(注) 1~8 (略)

9 「チェックシートの実施」欄については、事業実施主体が助成対象からチェックシートを収集し、取組内容を確認している場合にチェックすること。



【改正前】

別紙様式1号（第4の2及び3関係）

都道府県事業実施計画

1 総括表

No	市町村名	地区名	農業地域類型	事業実施主体 (市町村又は都道府県名)	地域計画が策定されている	地域計画が策定される見込みである	実質化された人・農地プランが作成されている	実質化された人・農地プランが作成される見込みである	事業内容 (略)	事業費 (略)	成果目標（単位：経営体）					配分基準ポイント							
											I 融資主体支援タイプ					II (略)	※ (略)	I 融資主体支援タイプ					農業支援サービス事業体
											経営体				農業支援サービス事業体			①～③ (略)	④ 経営管理の高度化				
											項目				(略)	①～⑥ (略)	⑦ 経営管理の高度化				⑧ (略)		
農業経営の法人化		青色申告の実施	温室効果ガスの削減等	有機JAS認証面の拡大	法人化している又は法人化する		GAP認証を得ている	農業版事業持続計画(BCP)を策定している	青色申告を行っている又は行う	環境に配慮した営農の取組を行っている又は行う	(新設)												
ア	イ	ウ	エ		ア	イ	ウ	エ	オ														
					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																	
					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																	
					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																	
					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																	
					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																	
					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																	
合計																							

(注) 1～8 (略)  
(新設)



(地区の合計ポイント)						融資主体支援タイプにおける地区配分基準ポイント						通常	スマート 枠	集約枠	備考							
集約型農業経営優先枠						集約型農業経営優先枠																
①・② (略)		③経営管理の高度化				④～⑧ (略)		II (略)	通常	スマート 枠	集約枠	①・② (略)	③地域計画の策定		①～② (略)	③地域計画の策定		(略)	(略)	(略)	(新設)	
ア	イ	ウ	エ	オ																		

法人化している又は法人化する

GAP認証を取得している

農業版事業継続計画(BCP)を策定している

青色申告を行っている又は行う

環境に配慮した営農の取組を行っている又は行う

工程表により、農業者、農業委員会、農地中間管理機構、農協、土地改良区等による地域計画の策定に向けた協議の場を設置し、協議を実施している

左記を踏まえ、地域計画を策定している

工程表により、農業者、農業委員会、農地中間管理機構、農協、土地改良区等による地域計画の策定に向けた協議の場を設置し、協議を実施している

左記を踏まえ、地域計画を策定している

(新設)





【改正後】

3 整理番号表

① (略)

②対象者区分

I 融資主体支援タイプ

番号	区分	備考
1	目標地図に位置付けられた者	地域計画策定地区
(削る。)		
(削る。)		
(削る。)		

II～III (略)

③～⑦ (略)

⑧ コード (成果目標)

I 融資主体支援タイプ

番号	区分	単位
I①	付加価値額の拡大	円
I②	農産物の価値向上	円
I③	単位面積当たり収量の増加	kg
I④	経営コストの縮減	円
I⑤	経営面積の拡大	ha
I⑥	労働時間の短縮	時間
I⑦ア	農業経営の法人化	/
I⑦イ	青色申告の実施	/
(削る。)		
I⑦ウ	有機JAS認証面積の拡大	ha
I⑧ア	生産・加工・販売の一体化	/
I⑧イ	異分野の事業者との連携	/

I 融資主体支援タイプのうちサービス事業者 (略)

II～III (略)

【改正前】

3 整理番号表

① (略)

②対象者区分

I 融資主体支援タイプ

番号	区分	備考
1	目標地図に位置付けられた者	地域計画策定地区
2	中心経営体	人・農地プラン作成地区
3	継続的な農地利用を図る者	
4	農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けた者	地域計画及び人・農地プラン策定地区以外

II～III (略)

③～⑦ (略)

⑧ コード (成果目標)

I 融資主体支援タイプ

番号	区分	単位
I①	付加価値額の拡大	円
I②	農産物の価値向上	円
I③	単位面積当たり収量の増加	kg
I④	経営コストの縮減	円
I⑤	経営面積の拡大	ha
I⑥	労働時間の短縮	時間
I⑦ア	農業経営の法人化	/
I⑦イ	青色申告の実施	/
I⑦ウ	温室効果ガスの削減等	kg
I⑦エ	有機JAS認証面積の拡大	ha
I⑧ア	生産・加工・販売の一体化	/
I⑧イ	異分野の事業者との連携	/

I 融資主体支援タイプのうちサービス事業者 (略)

II～III (略)

【改正後】

4 事業費の内訳

(略)

附帯事務費の具体的な用途

都道府県附帯事務費		チェックシートの提出
		<input type="checkbox"/>
市町村附帯事務費		チェックシートの提出
		<input type="checkbox"/>

【改正前】

4 事業費の内訳

(略)

附帯事務費の具体的な用途

都道府県附帯事務費		(新設)
市町村附帯事務費		(新設)

【改正後】

別紙様式4号（第6の4及び第7の3関係）  
都道府県事業実施状況報告書及び評価報告書

1 融資主体支援タイプ・被災農業者支援タイプ用

No	市町村名	地区名	農業地域類型	事業実施主体 (市町村又は都道府県名)	事業内容 (略)	地区毎の助成対象者の整理番号	助成対象者名 (合計は経営体数)	地区の成果目標						経営体別の成果目標 (略)	保険等加入情報 (略)	評価所見 (略)	備考
								○年度目の達成状況 (評価報告)	⑦経営管理の高度化			⑧ (略)	農業支援サービス事業体 (略)				
									①～⑥ (略)	ア・イ (略)	立 (略)						
									(削る。)								
地区計																	
地区計																	
合計																	

(注) 1～5 (略)

6 「経営体別の成果目標」欄における「コード」欄の記載に当たっては、3の整理番号表に基づき番号を記載すること。

7～14 (略)

2 条件不利地域支援タイプ

(略)

(注) 1 (略)

2 「経営体別の成果目標」欄における「コード」欄の記載に当たっては、3の整理番号表に基づき番号を記載すること。

3～7 (略)

【改正前】

別紙様式4号（第6の4及び第7の3関係）  
都道府県事業実施状況報告書及び評価報告書

1 融資主体支援タイプ・被災農業者支援タイプ用

No	市町村名	地区名	農業地域類型	事業実施主体 (市町村又は都道府県名)	事業内容 (略)	地区毎の助成対象者の整理番号	助成対象者名 (合計は経営体数)	地区の成果目標						経営体別の成果目標 (略)	保険等加入情報 (略)	評価所見 (略)	備考		
								○年度目の達成状況 (評価報告)	⑦経営管理の高度化				⑧ (略)					農業支援サービス事業体 (略)	
									①～⑥ (略)	ア・イ (略)	ウ 温室効果ガスの削減等								エ (略)
											計画	実績							
地区計																			
地区計																			
合計																			

(注) 1～5 (略)

6 各欄における「コード」及び「区分」欄の記載に当たっては、3の整理番号表に基づき番号を記載すること。

7～14 (略)

2 条件不利地域支援タイプ

(略)

(注) 1 (略)

2 各欄における「コード」及び「区分」欄の記載に当たっては、3の整理番号表に基づき番号を記載すること。

3～7 (略)

【改正後】

3 整理番号表

(削る。)

(削る。)

(削る。)

I 融資主体支援タイプ

番号	目標	単位
I ①	付加価値額の拡大	円
I ②	農産物の価値向上	円
I ③	単位面積当たり収量の増加	kg
I ④	経営コストの縮減	円
I ⑤	経営面積の拡大	ha
I ⑥	労働時間の短縮	時間
I ⑦ア	農業経営の法人化	/
I ⑦イ	青色申告の実施	/
(削る。)		
I ⑦ウ	有機 J A S 認証面積の拡大	ha
I ⑧ア	生産・加工・販売の一体化	/
I ⑧イ	異分野の事業者との連携	/

I～III (略)



【改正前】

3 整理番号表

① コード

I 融資主体支援タイプ

番号	目標	単位
I①	付加価値額の拡大	円
I②	農産物の価値向上	円
I③	単位面積当たり収量の増加	kg
I④	経営コストの縮減	円
I⑤	経営面積の拡大	ha
I⑥	労働時間の短縮	時間
I⑦ア	農業経営の法人化	
I⑦イ	青色申告の実施	
I⑦ウ	温室効果ガスの削減等	kg
I⑦エ	有機JAS認証面積の拡大	ha
I⑧ア	生産・加工・販売の一体化	
I⑧イ	異分野の事業者との連携	

I 融資主体支援タイプのうちサービス事業体

番号	区分	単位
Iサ①	農作業受託面積の拡大	ha
Iサ②	受託可能な農作業の種類	種類

II 条件不利地域支援タイプ

番号	目標	単位
II①	経営面積の拡大	ha
II②	耕作放棄地の解消	ha
II③	農業の6次産業化	
II④	農産物の高付加価値化	円
II⑤	農業経営の複合化	
II⑥	農業経営の法人化	
II⑦	雇用	人

III 被災農業者支援タイプ

番号	目標	単位
III①	被災農業者の農業経営の維持	人
III②	農業経営の改善を図るための取組	人

⑤整備内容(I 融資主体支援タイプ及びIII被災農業者支援タイプ)

番号	区分	備考	
1	トラクター	農業用機械	
2	コンバイン		
3	田植機		
4	乗用管理機		
5	茶複合管理機		
6	アタッチメント		
7	GPSガイダンス		
8	その他機械		
9	ハウス		生産・流通
10	育苗施設		
11	乾燥調製施設		
12	果樹棚		
13	集出荷施設		
14	その他生産・流通関係施設		
15	畜舎(肉用牛)	畜産・酪農	
16	畜舎(養豚)		
17	畜舎(養鶏)		
18	畜舎(酪農)		
19	畜舎(その他)		
20	サイロ		
21	堆肥施設		
22	機械(畜産関係)		
23	その他畜産関係施設		
24	農産物加工施設		加工
25	環境衛生施設	その他	
26	ほ場観測施設		
27	中間拠点施設		
28	その他施設等		
29	畦畔除去		土地基盤整備
30	区画整理		
31	暗渠排水		
32	明渠排水		
33	その他基盤整備		
34	地域提案	地域提案	

II 条件不利地域支援タイプ

番号	区分
1	農業用機械等
2	乾燥調製に必要な乾燥機、粉摺り機、袋詰め機、色彩選別機及び建物等の整備
3	農畜産物の集出荷に必要な選別・選果用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出荷用機械及び建物等の整備
4	野菜、果樹等の育苗に必要な施設の整備
5	農畜産物の処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装用機械及び建物等の整備
6	高品質堆肥製造・保管に必要な機械施設の整備
7	農業用水の配管・ポンプ等の整備
8	防除機能、土づくり機能等の機能を持つ共同施設と併せて受益地区の区域内に設置される栽培機能の他に育苗機能を併せ持つ生産施設の整備
9	販路拡大・鮮度維持等のための施設の整備
10	地域食材供給に必要な処理加工機械施設の整備
11	栽培管理技術・経営管理に関する指導・研修、土壌分析、作物の品質検定、土地の利用調整等に必要な機器の整備
12	区画整理
13	畦畔整備
14	用排水整備
15	農道整備
16	農地保全整備
17	建物用地整備
18	交換分合

別紙様式5号（別表5関係）

〇〇県（都道府）知事 殿

市（町村）長  
氏 名

農地利用効率化等支援交付金の事業実施に関する改善計画について

（略）

記

（略）

I・II （略）

〔記入要領〕

1 （略）

2 IIについては、Iで整理した対象経営体ごとの成果目標未達成理由等を考慮の上で、①地区内の担い手への農地利用集積・集約状況や出し手・受け手の現状等を踏まえた課題と今後の具体的な対応策、②地域が必要とする担い手と地域内での役割分担の状況等を踏まえた課題と今後の具体的な対応策、③地域計画と現状との乖離状況等を踏まえた具体的な対応策等、④未達成者への今後の対応その他の課題と対策について記入する。

別紙様式5号（別表5関係）

〇〇県（都道府）知事 殿

市（町村）長  
氏 名

農地利用効率化等支援交付金の事業実施に関する改善計画について

（略）

記

（略）

I・II （略）

〔記入要領〕

1 （略）

2 IIについては、Iで整理した対象経営体ごとの成果目標未達成理由等を考慮の上で、①地区内の担い手への農地利用集積・集約状況や出し手・受け手の現状等を踏まえた課題と今後の具体的な対応策、②地域が必要とする担い手と地域内での役割分担の状況等を踏まえた課題と今後の具体的な対応策、③地域計画又は実質化された人・農地プランと現状との乖離状況等を踏まえた具体的な対応策等、④未達成者への今後の対応その他の課題と対策について記入する。

(削る。)

## 別紙様式6号(第10の4の(9)関係)

年 月 日

組織名又は法人名

氏名(法人の場合は代表者名)

### みどりのチェックシート(農産)

下記の持続可能な農業生産に係る取組の各項目のうち、農業生産活動の実態に応じて実際に取り組んだ内容について、口欄に✓又は■を記入してください。  
該当しない場合は、口欄には/ (斜線) を記入してください。

#### 【化学合成農薬の使用量低減】

- 農薬の適正な使用保管
- 農薬の使用状況等の記録を保存
- 病害虫・雑草発生しにくい生産条件の整備  
(健全種苗の使用、病害虫の発生源除去等)
- 病害虫・雑草の発生状況を把握した上での防除要否及びタイミングの判断  
(発生予察情報の活用による防除等)
- 多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用した防除  
(物理防除・生物防除の活用等)

#### 【温室効果ガス・廃棄物排出削減】

- 電気・燃料の使用状況の記録を保存
- 温室効果ガスの排出削減に資する技術の導入  
(省エネに留意した適切な農業機械・装置・車両の使用、  
農場由来の温室効果ガス削減、ほ場への炭素貯留等)
- 廃棄物の削減や適正な処理  
(プラスチック等の資材の使用量又は排出量削減や廃棄の際の処分の適正化)

#### 【化学肥料の使用量低減】

- 肥料の適正な保管
- 肥料の使用状況等の記録を保存
- 有機物の施用  
(堆肥や有機質肥料の利用、緑肥・作物残渣のすき込み等)
- 作物特性データに基づく施肥設計  
(簡易土壌診断、前作の収量等)

#### 【農作業安全】

- 農業機械・装置・車両の適切な整備と管理の実施  
(定期メンテナンス、点検記録作成等)
- 農作業安全に配慮した適正な作業環境への改善  
(作業方法の改善や危険箇所の表示、保護具の着用、  
機械・器具の操作方法確認等)

年 月 日

組織名又は法人名

氏名(法人の場合は代表者名)

### みどりのチェックシート(畜産)

下記の持続可能な農業生産に係る取組の各項目のうち、農業生産活動の実態に応じて、実際に取り組んだ内容について、口欄に✓又は■を記入してください。  
該当しない場合は、口欄には/ (斜線) を記入してください。

#### 【取組への理解】

- みどりのチェックシートの解説書を用いて自己学習し、チェックの判断基準となる取組内容及び取組に関する重要情報を理解している。

#### 【省エネ、環境法令への対応】

- 畜舎内の照明、温度管理など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費をしない
- 使用済みプラスチック等の廃棄物、臭気・排水等の排出等に際して、関連する環境法令に応じた処分等により適切に対応する
- 家畜排せつ物の管理においては、家畜排せつ物法に基づく管理基準を遵守している

#### 【畜産GAP、農場HACCP、アニマルウェルフェア】

- 畜産GAP又は農場HACCPについて、認証は取得せずとも、可能な取組から実践している
- 家畜の観察を1日1回以上実施し、病気・怪我が発生していないか等を確認し、毎日、記録している

#### 【作業安全】

- 農業機械・装置・車両の適切な整備と管理の実施している  
(定期メンテナンス、点検記録作成等)
- 農作業安全に配慮した適正な作業環境への改善を行っている  
(作業方法の改善や危険箇所の表示、保護具の着用、  
機械・器具の操作方法確認等)

飼料生産に取り組んでいる(委託生産を含む)場合は、下記の内容についても、口欄に✓又は■を記入してください。  
該当しない場合は、口欄には/ (斜線) を記入してください。

#### 【農薬、肥料】

- 農薬の適正な使用・保管を行っている
- 農薬の使用状況等の記録を保存している
- 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件を整備している
- 肥料・堆肥の使用状況等の記録を保存している

和牛生産に取り組んでいる場合は、下記の内容についても、口欄に✓又は■を記入してください。  
該当しない場合は、口欄には/ (斜線) を記入してください。

#### 【遺伝資源保護】

- 家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律を遵守しており、事業申請時点から遡って2年以内に刑事処分、又は1年以内に行政処分又は行政機関から改善指導等を受けていない

別紙様式 6号 (第10の5の関係)

(新設)

環境負荷低減のチェックシート (農業経営体向け)

申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
①	<input type="checkbox"/> 肥料の適正な保管	<input type="checkbox"/>	⑫	<input type="checkbox"/> 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>
②	<input type="checkbox"/> 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
③	<input type="checkbox"/> 作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	<input type="checkbox"/>	⑬	<input type="checkbox"/> ブラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
④	<input type="checkbox"/> 有機物の適正な施用による土づくりを検討	<input type="checkbox"/>	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)	⑭	<input type="checkbox"/> 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める(再掲)	<input type="checkbox"/>
⑤	<input type="checkbox"/> 農薬の適正な使用・保管	<input type="checkbox"/>	⑮	<input type="checkbox"/> 多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用した防除を検討(再掲)	<input type="checkbox"/>
⑥	<input type="checkbox"/> 農薬の使用状況等の記録・保存	<input type="checkbox"/>	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑦	<input type="checkbox"/> 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める	<input type="checkbox"/>	⑯	<input type="checkbox"/> みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
⑧	<input type="checkbox"/> 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	<input type="checkbox"/>	⑰	<input type="checkbox"/> 関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
⑨	<input type="checkbox"/> 多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用した防除を検討	<input type="checkbox"/>	⑱	<input type="checkbox"/> 農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	<input type="checkbox"/>
申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)	⑲	<input type="checkbox"/> 正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>
⑩	<input type="checkbox"/> 農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>			
⑪	<input type="checkbox"/> 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	<input type="checkbox"/>			

環境負荷低減のチェックシート (畜産経営体向け)

申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
①	<input type="checkbox"/> ※飼料生産を行う場合(該当しない口) 肥料の適正な保管	<input type="checkbox"/>	⑨	<input type="checkbox"/> ブラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
②	<input type="checkbox"/> ※飼料生産を行う場合(該当しない口) 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)	⑩	<input type="checkbox"/> ※特定事業場である場合(該当しない口) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	<input type="checkbox"/>
③	<input type="checkbox"/> ※飼料生産を行う場合(該当しない口) 農薬の適正な使用・保管	<input type="checkbox"/>	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
④	<input type="checkbox"/> ※飼料生産を行う場合(該当しない口) 農薬の使用状況等の記録・保存	<input type="checkbox"/>	⑪	<input type="checkbox"/> みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
⑤	<input type="checkbox"/> ※飼料生産を行う場合(該当しない口) 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	<input type="checkbox"/>	⑫	<input type="checkbox"/> 関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)	⑬	<input type="checkbox"/> GAP・HACCPについて可能な取組から実践	<input type="checkbox"/>
⑥	<input type="checkbox"/> 畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	<input type="checkbox"/>	⑭	<input type="checkbox"/> アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理の考え方を認識している	<input type="checkbox"/>
申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)	⑮	<input type="checkbox"/> 農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	<input type="checkbox"/>
⑦	<input type="checkbox"/> 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>	⑯	<input type="checkbox"/> 正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>
⑧	<input type="checkbox"/> ※飼養頭数が一定規模以上の場合(該当しない口) 家畜排せつ物の管理基準の遵守	<input type="checkbox"/>			

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には口をチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

## 環境負荷低減のチェックシート（自治体等向け）

申請時 (します)		(1) 適正な施肥	報告時 (しました)	申請時 (します)		(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
①	<input type="checkbox"/>	※農産物等の調達を行う場合（該当しない） <input type="checkbox"/> 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	<input type="checkbox"/>	②	<input type="checkbox"/>	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
申請時 (します)		(2) 適正な防除	報告時 (しました)	申請時 (します)		(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
②	<input type="checkbox"/>	※農産物等の調達を行う場合（該当しない） <input type="checkbox"/> 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討（再掲）	<input type="checkbox"/>	③	<input type="checkbox"/>	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない） <input type="checkbox"/> 生物多様性に配慮した事業実施に努める	<input type="checkbox"/>
申請時 (します)		(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)	申請時 (します)		(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
③	<input type="checkbox"/>	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>	④	<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
④	<input type="checkbox"/>	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビス・クールビス、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める	<input type="checkbox"/>	⑤	<input type="checkbox"/>	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
⑤	<input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	<input type="checkbox"/>	⑥	<input type="checkbox"/>	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	<input type="checkbox"/>
申請時 (します)		(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)	⑦	<input type="checkbox"/>	※機械等を扱う事業者である場合（該当しない） <input type="checkbox"/> 機械等の適切な整備と管理に努める	<input type="checkbox"/>
⑥	<input type="checkbox"/>	※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない） <input type="checkbox"/> 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>	⑧	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

## （裏面）農業経営体向け、畜産経営体向け、自治体等向け（共通）

### ⑫「関係法令の遵守」に関する法令一覧

- (1) 適正な施肥
- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
  - ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
  - ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）等
- (2) 適正な防除
- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
  - ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）等
- (3) エネルギーの節減
- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等
- (4) 悪臭及び害虫の発生防止
- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
  - ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等
- (5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
  - ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
  - ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
  - ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
  - ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等
- (6) 生物多様性への悪影響の防止
- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
  - ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
  - ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
  - ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
  - ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
  - ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）
  - ・漁業法（昭和24年法律第267号）
  - ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
  - ・持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）等
- (7) 環境関係法令の遵守等
- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
  - ・環境影響評価法（平成9年法律第81号）
  - ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
  - ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
  - ・土地改良法（昭和24年法律第195号）
  - ・森林法（昭和26年法律第249号）等

## 別記

### I 融資主体支援タイプ

#### 第1 事業の実施

- 1 (略)
- 2 事業実施地区

事業実施地区は、原則として、地域計画が策定されている地域（事業実施年度内に策定が確実であると事業実施主体が認める地域を含む。以下同じ。）と一致させるものとする。なお、支援計画において定める目標の実現のために必要な場合であって、担い手への農地の集積・集約化に資する場合には、複数の地域計画が策定されている地域を併せて事業実施地区とすることができるものとする。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

## 別記

### I 融資主体支援タイプ

#### 第1 事業の実施

- 1 (略)
- 2 事業実施地区

(1) 事業実施地区は、原則として、地域計画が策定されている地域（事業実施年度内に策定が確実であると事業実施主体が認める地域を含む。以下同じ。）と一致させるものとする。なお、支援計画において定める目標の実現のために必要な場合であって、担い手への農地の集積・集約化に資する場合には、複数の地域計画が策定されている地域を併せて事業実施地区とすることができるものとする。

(2) 地域計画を策定していない地域にあつては、実質化された人・農地プラン（農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）附則（令和5年4月1日付け4経営第3216号）5の規定によりなお従前の例によるものとされる「人・農地プランの具体的な進め方について」（令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知。以下「進め方通知」という。）2の（1）の実質化された人・農地プランをいい、同通知3により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン及び同通知4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取決め等を含む。以下同じ。）が作成されている地域（事業実施年度内に作成が確実であると事業実施主体が認める地域を含む。以下同じ。）を事業実施地区とすることができるものとする。なお、支援計画において定める目標の実現のために必要な場合であって、担い手への農地の集積・集約化に資する場合には、複数の地域計画又は実質化された人・農地プランが策定されている地域を併せて事業実施地区とすることができるものとする。

(3) 地域計画及び実質化された人・農地プランを策定していない地域にあつては、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「中間管理事業法」という。）第4条の規定による指定を受けた法人をいう。以下同じ。）から賃借権等の設定等（中間管理事業法第18条第1項に規定する賃借権の設定等及び基盤強化法第7条の規定により農地中間管理機構が行う農地売買等事業による権利の設定等をいう。以下同じ。）を受けた者（設定等を受けることが確定している者を含む。）が営農する範囲を本事業における事業実施地区とすることができるものとする。

(4) (2) 又は (3) の場合、「地域計画の策定に取り組む地区の工程表」の作成について（令和4年9月22日付け4経営第1531号農林水産省経営局経営政策課長通知。以下「工程表通知」という。）に基づき作成した工程表（以下「工程表」という。）により令和6年度末までに地域計画が策定されることが明らかとなっているものとする。



### 3 事業内容

#### (1) 融資主体型補助事業

(削る。)

#### ア 助成対象者

(削る。)

事業実施主体は、地域計画のうち目標地区に位置付けられた者（認定農業者、認定就農者、集落営農組織、市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいい、目標地区に位置付けられることが確実であると事業実施主体が認める者を含む。）を対象として助成を行うことができるものとする。ただし、新規就農者にあつては、認定農業者又は認定就農者に限るものとする。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

### 3 事業内容

#### (1) 融資主体型補助事業

#### ア 地域計画等

2の（1）又は（2）を事業実施地区とする場合、事業実施主体は、5の（2）に規定する支援計画の提出までに、事業実施地区における地域計画又は実質化された人・農地プランが、基盤強化法第19条第8項、工程表通知又は進め方通知に基づき、支援計画の作成までに公表されている又は事業実施年度内に公表される見込みがあることを確認するものとする。

#### イ 助成対象者

事業実施主体は、以下に掲げる者を対象として助成を行うことができるものとする。ただし、新規就農者にあつては、認定農業者又は認定就農者に限るものとする。

(ア) 地域計画のうち目標地区に位置付けられた者（認定農業者、認定就農者、集落営農組織、市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいい、事業実施年度内に目標地区に位置付けられることが確実であると事業実施主体が認める者を含む。）

(イ) 認定農業者、認定就農者などの実質化された人・農地プランに位置付けられた中心経営体（事業実施年度内に中心経営体に位置付けられることが確実であると事業実施主体が認める者を含む。以下同じ。）（2の（2）に該当する場合に限る。）

(ウ) 地域における継続的な農地利用を図る者として事業実施主体が認める者（2の（2）に該当する場合に限る。）

ただし、以下の事項を含む判断基準を事業実施主体が設定しており、その基準に適合する者であること。

a 農業者又は農業者の組織する団体にあつては、10年後の農業経営の継続意向（経営農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等）及び地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の作成に向けた話し合い等への参加の意思が明確になっており、それらを証する書面を市町村に提出していること。

b 農業支援サービス事業体にあつては、次の要件を満たすものであること。

(a) 10年後の農作業受託の継続意向（受託規模、受託作業等）が明確になっていること。

(b) 法人であること。

(c) 農用地で行われる農作業を受託するものであり、農作業の受託料金が明確であること。

(d) 農作業の受託が可能な体制（機械、人材）が整備されていること。

(エ) 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けた者（2の（3）に該当する場合に限る。）

## イ 助成対象となる事業内容等

(ア) (略)

(イ) (略)

a～k (略)

1 導入等を予定している機械等が、トラクター、コンバイン又は田植機である場合には、位置情報及び作業時間に関するデータ（以下「農機データ」という。）を当該機械メーカー以外のシステムでも利用できるよう、当該機械メーカーがAPI（Application Programming Interface：複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組み）を自社のウェブサイトや農業データ連携基盤等で公開し、農機データを連携できる環境を整備していること。

ただし、当該機械メーカーが農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していない場合及び導入等を予定している機械でなければ成果目標を達成できないと事業実施主体が認める場合を除く。

m (略)

ウ (略)

(2) (略)

4 (略)

5 実施手続

(1) 都道府県が事業実施主体となる場合の手続等

助成対象者が市町村区域を超えるほ場等を有し、目標地区に位置付けられた者（認定農業者、認定就農者、集落営農組織、市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいい、目標地区に位置付けられることが確実であると事業実施主体が認める者を含む。）の位置付けが2以上の市町村となる場合にあつては、都道府県が事業実施主体になることができる。都道府県が事業実施主体となる場合の手続は、都道府県が実施要綱、交付要綱等を作成して定めるものとし、関係市町村との連絡体制を構築するものとする。

(2) (略)

(3) 事業の着工

ア (略)

イ 助成対象者は、アの事業の着工に当たっては、中古機械等を含め、自ら一般競争入札又は複数の業者からの見積もり徴取等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。また、このことについて、事業実施主体は助成対象者に周知・指導等を行うものとする。

ウ～カ (略)

6 (略)

## ウ 助成対象となる事業内容等

(ア) (略)

(イ) (略)

a～k (略)

1 導入等を予定している機械等が、トラクター、コンバイン又は田植機である場合には、位置情報及び作業時間に関するデータ（以下「農機データ」という。）を当該機械メーカー以外のシステムでも利用できるよう、当該機械メーカーがAPI（Application Programming Interface：複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組み）を自社のウェブサイトや農業データ連携基盤等で公開し、農機データを連携できる環境を令和4年度末までに整備していること。

ただし、当該機械メーカーが農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していない場合及び導入等を予定している機械でなければ成果目標を達成できないと事業実施主体が認める場合を除く。

m (略)

エ (略)

(2) (略)

4 (略)

5 実施手続

(1) 都道府県が事業実施主体となる場合の手続等

助成対象者が市町村区域を超えるほ場等を有し、目標地区に位置付けられた者（認定農業者、認定就農者、集落営農組織、市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいい、事業実施年度内に目標地区に位置付けられることが確実であると事業実施主体が認める者を含む。）又は実質化された人・農地プランの中心経営体等の位置付けが2以上の市町村となる場合にあつては、都道府県が事業実施主体になることができる。都道府県が事業実施主体となる場合の手続は、都道府県が実施要綱、交付要綱等を作成して定めるものとし、関係市町村との連絡体制を構築するものとする。

(2) (略)

(3) 事業の着工

ア (略)

イ 助成対象者は、アの事業の着工に当たっては、中古機械等を含め、自ら一般競争入札又は農業資材比較サービス（AGMIRU「アグミル」）の活用等による複数の業者からの見積もり徴取等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。また、このことについて、事業実施主体は助成対象者に周知・指導等を行うものとする。

ウ～カ (略)

6 (略)



## 第2 国の助成措置等

- 1 (略)
- 2 (略)
  - (1) (略)
  - (2) (略)

イ 配分予定額のうち環境に配慮した営農の取組を優先して支援するために設定する額の範囲内で、(1)で算出した配分基準ポイントの高い事業実施地区から順に、当該事業実施地区における(1)のポイント化を行った助成対象者のうち以下の要件を満たす各助成対象者の要望額(アで要望額を算定したものを除く。)に基づく助成金の額又は(5)に掲げる上限額のうちいずれか低い額、当該要望に係る1の(2)の額の合計額を算定する。

(ア) 助成対象者又は当該助成対象者が所属する団体等が環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画(同法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画をいう。以下同じ。)又は特定環境負荷低減事業活動実施計画(同法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画をいう。以下同じ。)の認定を受けていること。

(イ) 導入等する機械等が(ア)の認定を受けた計画の取組内容に関連するものであること。

- ウ (略)
- (3)・(4) (略)
  - (5) 助成対象者ごとの上限額は、300万円とする。

ただし、目標地区に位置付けられた者(認定農業者、認定就農者、集落営農組織、市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいい、目標地区に位置付けられることが確実であると事業実施主体が認める者を含む。)であって、目標年度の経営面積が次に掲げる基準以上となる場合の助成対象者ごとの上限額は、600万円とする。

- ア 水田作等については20ha  
イ 露地作については5ha  
ウ 果樹作については3ha  
エ 施設園芸作については1ha

また、先進的農業経営確立支援タイプの助成対象者ごとの上限額は、法人1,500万円、個人1,000万円とする。

- 3 (略)

## 第2 国の助成措置等

- 1 (略)
- 2 (略)
  - (1) (略)
  - (2) (略)

イ 配分予定額のうち環境に配慮した営農の取組を優先して支援するために設定する額の範囲内で、(1)で算出した配分基準ポイントの高い事業実施地区から順に、当該事業実施地区における(1)のポイント化を行った助成対象者のうち環境に配慮した営農に取り組む各助成対象者(別表6-1の⑦のウ又はエについて目標を設定している者に限る。)の要望額(アで要望額を算定したものを除く。)に基づく助成金の額又は(5)に掲げる上限額のうちいずれか低い額、当該要望に係る1の(2)の額の合計額を算定する。

(新設)

(新設)

- ウ (略)
- (3)・(4) (略)
  - (5) 助成対象者ごとの上限額は、300万円とする。

ただし、目標地区に位置付けられた者(認定農業者、認定就農者、集落営農組織、市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいい、事業実施年度内に目標地区に位置付けられることが確実であると事業実施主体が認める者を含む。)であって、目標年度の経営面積が次に掲げる基準以上となる場合の助成対象者ごとの上限額は、600万円とする。

- ア 水田作等については20ha  
イ 露地作については5ha  
ウ 果樹作については3ha  
エ 施設園芸作については1ha

また、先進的農業経営確立支援タイプの助成対象者ごとの上限額は、法人1,500万円、個人1,000万円とする。

- 3 (略)

別表6-1

事業実施地区の成果目標及び経営体の成果目標の目標水準

目 標 項 目	目 標 水 準 (事業実施年度の翌々年度の姿)
必須目標	(略)
① (略)	(略)
選択目標	(略)
②～④ (略)	(略)
事業関連取組目標	(略)
⑤・⑥ (略)	(略)
⑦ 経営管理の高度化	ア・イ (略)
	ウ (削る。)
	エ (略)
⑧ (略)	ア・イ (略)

注：(略)

別表6-1

事業実施地区の成果目標及び経営体の成果目標の目標水準

目 標 項 目	目 標 水 準 (事業実施年度の翌々年度の姿)
必須目標	(略)
① (略)	(略)
選択目標	(略)
②～④ (略)	(略)
事業関連取組目標	(略)
⑤・⑥ (略)	(略)
⑦ 経営管理の高度化	ア・イ (略)
	ウ <u>温室効果ガスの削減又は化学農薬、化学肥料使用量の削減を行う。</u>
	エ (略)
⑧ (略)	ア・イ (略)

注：(略)

別表 7-1

## 融資主体支援タイプにおける配分基準表

項目	現状の水準	点数
①～③ (略)	(略)	(略)
④ 経営管理の高度化	ア～エ (略)	(略)
	<p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p><u>オ</u> 有機JASの認証を受けている又は目標年度までに認証を受けている面積を拡大する。(新規で認証を受ける場合も含む。)</p>	(略)
⑤～⑧ (略)	(略)	(略)

注：1～3 (略)

別表 7-1

## 融資主体支援タイプにおける配分基準表

項目	現状の水準	点数
①～③ (略)	(略)	(略)
④ 経営管理の高度化	ア～エ (略)	(略)
	<p><u>オ</u> 以下のいずれかの取組に該当している。</p> <p><u>(ア)</u> 事業実施前3年度内に化石燃料を使用しない園芸施設への移行による温室効果ガスの削減若しくは化学農薬、化学肥料使用量の削減を行っている又は目標年度まで行うこととしている。</p> <p><u>(イ)</u> 有機JASの認証を受けている又は目標年度までに認証を受けている面積を拡大する。(新規で認証を受ける場合も含む。)</p>	(略)
⑤～⑧ (略)	(略)	(略)

注：1～3 (略)

別表 7-3

融資主体支援タイプ（集約型農業経営優先枠）における配分基準表

項目	現状の水準	点数
①・② (略)	(略)	(略)
③ 経営管理の高度化	ア～エ (略)	(略)
	<p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p><u>オ</u> 有機JASの認証を受けている又は目標年度までに認証を受けている面積を拡大する。(新規で認証を受ける場合も含む。)</p>	(略)
④～⑧ (略)	(略)	(略)

注：1～4 (略)

別表 7-3

融資主体支援タイプ（集約型農業経営優先枠）における配分基準表

項目	現状の水準	点数
①・② (略)	(略)	(略)
③ 経営管理の高度化	ア～エ (略)	(略)
	<p><u>オ</u> 以下のいずれかの取組に該当している。</p> <p><u>(ア)</u> 事業実施前3年度内に化石燃料を使用しない園芸施設への移行による温室効果ガスの削減若しくは化学農薬、化学肥料使用量の削減を行っている又は目標年度まで行うこととしている。</p> <p><u>(イ)</u> 有機JASの認証を受けている又は目標年度までに認証を受けている面積を拡大する。(新規で認証を受ける場合も含む。)</p>	(略)
④～⑧ (略)	(略)	(略)

注：1～4 (略)

別表 7-4

融資主体支援タイプのうち先進的農業経営確立支援タイプにおける配分基準表

項目	現状の水準	点数
①～③ (略)	(略)	(略)
④ 経営管理の高度化		
	ア 現在、法人化している又は目標年度までに法人化することとしている。	1経営体につき <u>1点</u>
	イ～エ (略)	(略)
	(削る。) (削る。)	(略)
	<u>オ</u> 有機JASの認証を受けている又は目標年度までに認証を受けている面積を拡大する。(新規で認証を受ける場合も含む。)	
<u>カ</u> <u>労働時間、休憩、休日、時間外及び休日の労働について、就業規則又はこれに準ずるものに他産業と同等の労働環境を規定している。</u>	1経営体につき <u>1点</u>	
⑤～⑩ (略)	(略)	(略)

注：1～3 (略)

別表 7-4

融資主体支援タイプのうち先進的農業経営確立支援タイプにおける配分基準表

項目	現状の水準	点数
①～③ (略)	(略)	(略)
④ 経営管理の高度化		
	ア 現在、法人化している又は目標年度までに法人化することとしている。	1経営体につき <u>2点</u>
	イ～エ (略)	(略)
	<u>オ</u> <u>以下のいずれかの取組に該当している。</u> <u>(ア) 事業実施前3年度内に化石燃料を使用しない園芸施設への移行による温室効果ガスの削減若しくは化学農薬、化学肥料使用量の削減を行っている又は目標年度までに行うこととしている。</u> <u>(イ) 有機JASの認証を受けている又は目標年度までに認証を受けている面積を拡大する。(新規で認証を受ける場合も含む。)</u>	(略)
	(新設)	(新設)
⑤～⑩ (略)	(略)	(略)

注：1～3 (略)

別表 8-1

## 地区配分基準表

項目	現状の水準	点数
①・② (略)	(略)	(略)
③ 地域計画の策定	<u>事業実施要望地区について、令和5年度までに地域計画を策定した。</u>	<u>1点を加点する。</u>

注：事業実施要望地区とは、別記の I の第 1 の 2 の事業実施地区と見込まれる地区をいう。  
(削る。)

別表 8-1

## 地区配分基準表

項目	現状の水準	点数
①・② (略)	(略)	(略)
③ 地域計画の策定	<u>事業実施主体が、事業実施要望地区について、地域計画の策定に向けて、事業実施年度内に以下の取組が行われることが見込まれる。</u> <u>ア 工程表により、農業者、農業委員会、農地中間管理機構、農協、土地改良区等による地域計画の策定に向けた協議の場を設置し、協議を実施している。</u> <u>イ アを踏まえ、地域計画を策定している。</u>	<u>アに該当する場合は1点を加点し、ア及びイに該当する場合は3点を加点する。</u>

注：1 事業実施要望地区とは、別記の I の第 1 の 2 の (1) 又は (2) の事業実施地区と見込まれる地区をいう。  
2 ②の3年度前とは、事業実施年度の3年度前の4月1日が基本となるが、事業実施地区において人・農地プランが作成されていなかった場合には、人・農地プランが作成された時点を起点とするものとする。

別表 8-2

## 地区配分基準表（集約型農業経営優先枠）

項目	現状の水準	点数
①・② (略)	(略)	(略)
③ 地域計画の策定	<u>事業実施要望地区について、令和5年度までに地域計画を策定した。</u>	<u>1点を加点する。</u>

注：1 事業実施要望地区とは、別記の I の第 1 の 2 の事業実施地区と見込まれる地区をいう。

2 (略)

別表 8-2

## 地区配分基準表（集約型農業経営優先枠）

項目	現状の水準	点数
①・② (略)	(略)	(略)
③ 地域計画の策定	<u>事業実施主体が、事業実施要望地区について、地域計画の策定に向けて、事業実施年度内に以下の取組が行われることが見込まれる。</u> <u>ア 工程表により、農業者、農業委員会、農地中間管理機構、農協、土地改良区等による地域計画の策定に向けた協議の場を設置し、協議を実施している。</u> <u>イ アを踏まえ、地域計画を策定している。</u>	<u>アに該当する場合は1点を加点し、ア及びイに該当する場合は3点を加点する。</u>

注：1 事業実施要望地区とは、別記の I の第 1 の 2 の (1) 又は (2) の事業実施地区と見込まれる地区をいう。

2 (略)

## II 被災農業者支援タイプ

### 第1 事業の実施等

- 1 (略)
- 2 事業内容
  - (1) 融資等活用型補助事業

ア (略)

イ (略)

(ア) (略)

(イ) (略)

a～f (略)

g 復旧しようとする機械等が、トラクター、コンバイン又は田植機である場合には、農機データを当該機械メーカー以外のシステムでも利用できるよう、当該機械メーカーがAPIを自社のウェブサイトや農業データ連携基盤等で公開し、農機データを連携できる環境を整備していること。

ただし、当該機械メーカーが農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していない場合を除く。

h・i (略)

(ウ) (略)

(2) (略)

3 (略)

4 実施手続

(1) (略)

(2) 事業の着工

ア (略)

イ 助成対象者は、アの事業の着工に当たっては、中古機械等を含め、自ら一般競争入札又は複数の業者からの見積もり徴取等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。また、このことについて、事業実施主体は、助成対象者に対し周知・指導等を行うものとする。

ただし、被災支援計画の作成までに実施したものは、この限りではないが、別途経営局長が定めた災害対策の実施に係る日以降は、事業実施主体は、自ら入札又は見積もり合わせを行うなどにより、事業費の低減に向けた取組を行うよう助成対象者に対し周知・指導するものとする。

なお、都道府県知事は、必要に応じ事業実施主体に助言等を行うものとする。

ウ～オ (略)

5 (略)

## II 被災農業者支援タイプ

### 第1 事業の実施等

- 1 (略)
- 2 事業内容
  - (1) 融資等活用型補助事業

ア (略)

イ (略)

(ア) (略)

(イ) (略)

a～f (略)

g 復旧しようとする機械等が、トラクター、コンバイン又は田植機である場合には、農機データを当該機械メーカー以外のシステムでも利用できるよう、当該機械メーカーがAPIを自社のウェブサイトや農業データ連携基盤等で公開し、農機データを連携できる環境を令和4年度末までに整備していること。

ただし、当該機械メーカーが農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していない場合を除く。

h・i (略)

(ウ) (略)

(2) (略)

3 (略)

4 実施手続

(1) (略)

(2) 事業の着工

ア (略)

イ 助成対象者は、アの事業の着工に当たっては、中古機械等を含め、自ら一般競争入札又は農業資材比較サービス(AGMIRU「アグミル」)の活用等による複数の業者からの見積もり徴取等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。また、このことについて、事業実施主体は、助成対象者に対し周知・指導等を行うものとする。

ただし、被災支援計画の作成までに実施したものは、この限りではないが、別途経営局長が定めた災害対策の実施に係る日以降は、事業実施主体は、自ら入札又は見積もり合わせを行うなどにより、事業費の低減に向けた取組を行うよう助成対象者に対し周知・指導するものとする。

なお、都道府県知事は、必要に応じ事業実施主体に助言等を行うものとする。

ウ～オ (略)

5 (略)



### Ⅲ 条件不利地域支援タイプ

#### 第1 事業の実施

1・2 (略)

3 (略)

##### (1) 助成対象者

(略)

ア (略)

イ 次の要件を全て満たす参入法人（農地法（昭和27年法律第229号）第3条第3項、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第5項第3号及び農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の基盤強化法第18条第3項第3号の規定を受けて農地又は採草放牧地に権利の設定を行う法人をいう。以下同じ。）。

(ア)～(イ) (略)

ウ (略)

##### (2) 助成対象となる事業内容等

ア (略)

イ (略)

(ア)～(チ) (略)

(ツ) 導入等を予定している機械等が、トラクター、コンバイン又は田植機である場合には、農機データを当該機械メーカー以外のシステムでも利用できるよう、当該機械メーカーがAPIを自社のウェブサイトや農業データ連携基盤等で公開し、農機データを連携できる環境を整備していること。

ただし、当該機械メーカーが農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していない場合及び導入等を予定している機械でなければ成果目標を達成できないと事業実施主体が認める場合を除く。

(テ) (略)

4 (略)

#### 5 実施手続

(1) (略)

##### (2) 事業の着工

ア (略)

イ 助成対象者は、アの事業の着工に当たっては、実施設計書の作成を行い、中古機械等を含め、適切な事業費の積算等を行うため自ら一般競争入札又は複数の業者からの見積もり徴取等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。また、このことについて、事業実施主体は助成対象者に周知・指導等を行うものとする。

### Ⅲ 条件不利地域支援タイプ

#### 第1 事業の実施

1・2 (略)

3 (略)

##### (1) 助成対象者

(略)

ア (略)

イ 次の要件を全て満たす参入法人（農地法（昭和27年法律第229号）第3条第3項、中間管理事業法第18条第5項第3号及び農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の基盤強化法第18条第3項第3号の規定を受けて農地又は採草放牧地に権利の設定を行う法人をいう。以下同じ。）。

(ア)～(イ) (略)

ウ (略)

##### (2) 助成対象となる事業内容等

ア (略)

イ (略)

(ア)～(チ) (略)

(ツ) 導入等を予定している機械等が、トラクター、コンバイン又は田植機である場合には、農機データを当該機械メーカー以外のシステムでも利用できるよう、当該機械メーカーがAPIを自社のウェブサイトや農業データ連携基盤等で公開し、農機データを連携できる環境を令和4年度末までに整備していること。

ただし、当該機械メーカーが農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していない場合及び導入等を予定している機械でなければ成果目標を達成できないと事業実施主体が認める場合を除く。

(テ) (略)

4 (略)

#### 5 実施手続

(1) (略)

##### (2) 事業の着工

ア (略)

イ 助成対象者は、アの事業の着工に当たっては、実施設計書の作成を行い、中古機械等を含め、適切な事業費の積算等を行うため自ら一般競争入札又は農業資材比較サービス（AGMIRU「アグミル」）の活用等による複数の業者からの見積もり徴取等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。また、このことについて、事業実施主体は助成対象者に周知・指導等を行うものとする。

ウ〜カ (略)  
6 (略)

ウ〜カ (略)  
6 (略)

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施した又は実施している事業及び農地利用効率化等支援交付金（被災農業者支援タイプ）実施要領（令和6年能登半島地震）（令和6年1月26日付け5経営第2390号農林水産省経営局長通知）に基づき実施される事業については、第6及び第7の規定を除き、なお従前の例による。